

令和5年度 第1回性に関する指導の推進委員会

令和5年9月26日（火）15:30～16:30
教育委員会7階会議室（SPrig 熊本花畑町）

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育委員会挨拶
- 4 自己紹介
- 5 委員長及び副委員長選出
- 6 委員長挨拶
- 7 議事
 - （1）推進委員会の趣旨及び指導案集の改訂要項について（資料1）
 - （2）学校における性に関する指導と指導案集改訂の経緯について（資料2）
 - （3）その他
- 8 連絡
- 9 閉会

性に関する指導《指導案集》改訂要項（案）

1 趣旨

平成26年3月に作成した熊本市の性に関する指導《指導案集》の見直しを図り、学習指導要領や現代的課題に対応した「性に関する指導の指導案集」を作成し、今後の熊本市の性に関する指導の推進、充実に資するための指導資料とする。

2 期間（協議回数）

令和5年9月～令和6年3月 （3回）

令和6年4月～令和7年3月 （4回）

3 推進委員の役割

- （1）資料作成の基本方針について協議する。
- （2）学習指導要領及び今日的課題について共通理解を図る。
- （3）指導内容に関する具体的な検討を行う。

4 令和5年度の予定

- | | | |
|-----|--------|-----------------|
| 第1回 | 9月26日 | 指導資料作成について、共通理解 |
| 第2回 | 10月31日 | 指導資料の基本方針の協議 |
| 第3回 | 1月 日 | 改訂の内容の検討 |

5 その他

作成にあたっては、推進委員のメンバーに加え、ワーキングメンバーを選定する。

第1回熊本市性に関する指導の推進委員会



令和5年9月26日（火）

健康教育課

説明内容



- 1 学校における性に関する指導
- 2 熊本市性に関する指導 《指導案集》
改訂の必要性

学校における性に関する指導



学校における性に関する指導の目的

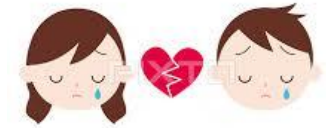
幼児児童生徒の

人格の完成と豊かな人間形成



性に関連する諸課題

- 発育・発達
- 男女交際
- 性感染症
- 人工妊娠中絶
- 児童虐待(性的虐待)
- 性情報の氾濫
- 女性アスリートの無月経・骨粗鬆症
- LGBTの理解
- 性犯罪・性被害防止
- その他



00000000 - 00000000

（心身の成長発達についての正しい理解）

○学校教育においては、何よりも子どもたちの
心身の調和的発達を重視する必要があり、そ
のためには、**子どもたちが心身の成長発達に
ついて正しく理解することが不可欠**である。



【平成20年1月中央教育審議会答申より】



性に関する指導のポイント！

- ① **学習指導要領**に則り、児童生徒等の
発達の段階を踏まえること
- ② 学校全体で**共通理解**を図ること
- ③ **保護者や地域との連携を推進し、**
保護者や地域の理解を得ること
- ④ **集団指導と個別指導の連携**を密にして
効果的に行うこと



①学習指導要領に則り、児童生徒等の発達の段階を踏まえるとは？

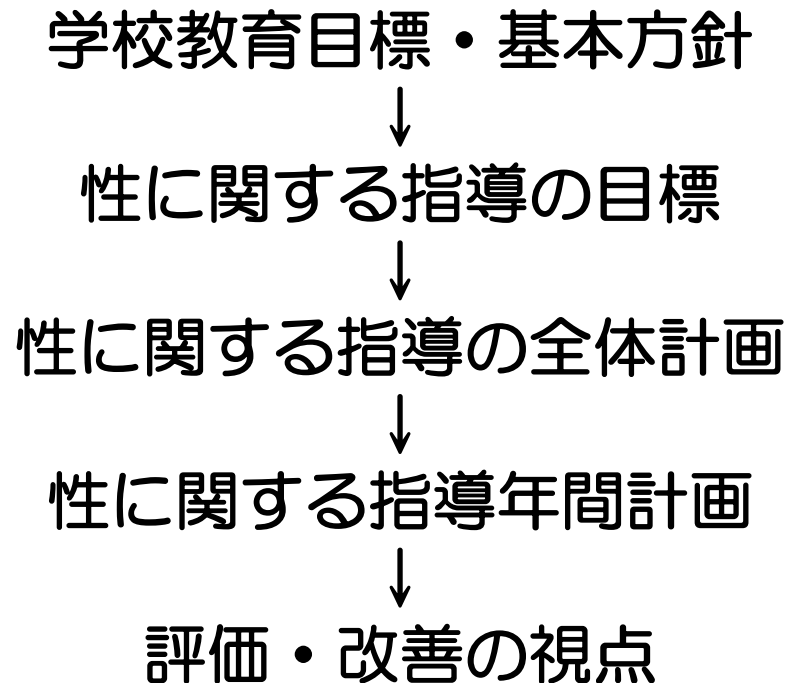
小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）	中学校（保健分野）	高等学校（科目保健）
「健康な生活」（3年） ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 「体の発育・発達」（4年） ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 「心の健康」（5年） ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 「けがの防止」（5年） ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 「病気の予防」（6年） ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組	「健康な生活と疾病の予防」（1. 2. 3年） ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 「心身の機能の発達と心の健康」（1年） ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 「傷害の防止」（2年） ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 「健康と環境」（3年） ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理	「現代社会と健康」 ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 「安全な社会生活」 ・安全な社会づくり ・応急手当 「生涯を通じる健康」 ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 「健康を支える環境づくり」 ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 （原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）



②学校全体で共通理解を図るとは？

指導計画を作成し、学校全体で行う





③保護者や地域の理解を得るとは？

※授業参観や学級懇談

※性に関する実態調査

※学校行事

※学校だよりや保健だより等

※学校保健委員会

※PTA活動（家庭教育学級・講演会等）

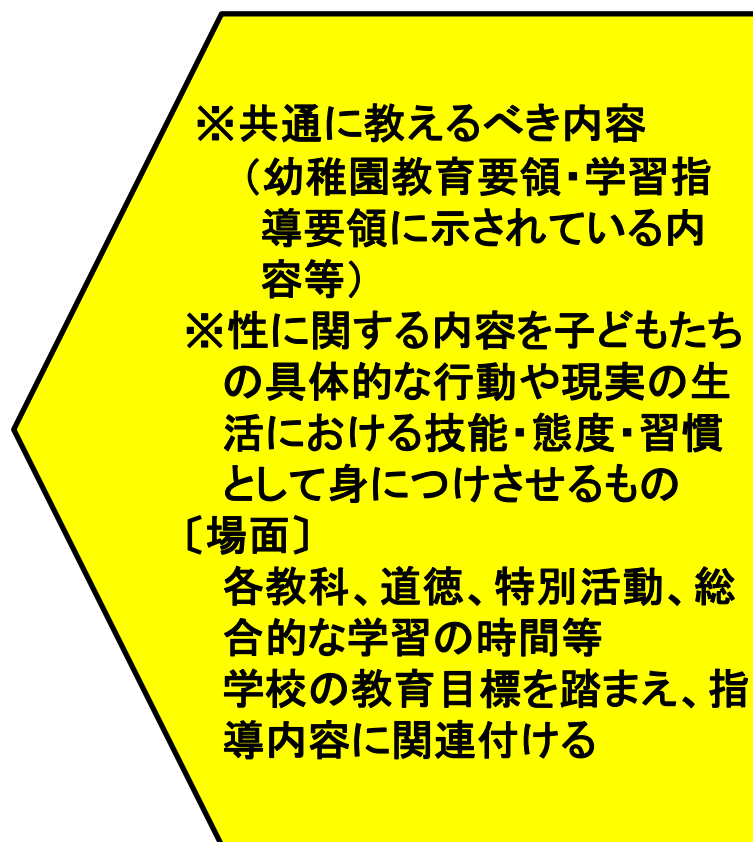
※個別の保護者・家族との連携等



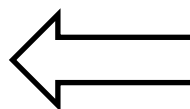


④集団指導と個別指導の連携とは？

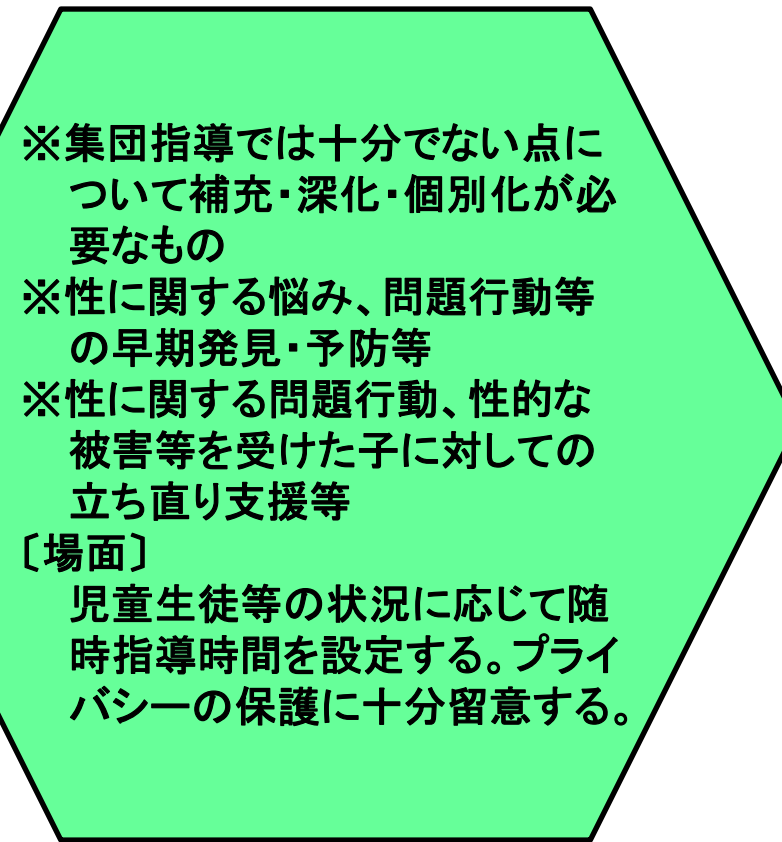
〈集団指導〉



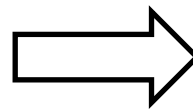
〈相互補完〉



〈個別指導〉



〈相互補完〉



熊本市の性教育

《指導案集》

平成16年3月

熊本市教育委員会

熊本市性に関する指導

《指導案集》

改訂版

平成26年3月

熊本市教育委員会

熊本市性に関する指導《指導案集》改訂の必要性



熊本市性に関する指導《指導案集》改訂の必要性



【改訂の理由】

- ①学習指導要領の改訂
- ②集団指導と個別指導の充実
- ③性の多様性の理解や対応
- ④性情報の氾濫
- ⑤性感染症や人工妊娠中絶の問題
- ⑥生命（いのち）の安全教育



①学習指導要領の改訂 について

① 学習指導要領の改訂

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



②集団指導と個別指導 の充実について

② 集団指導と個別指導の充実

【小学校学習指導要領 抜粋】

第1章総則第4の1（1）

主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

※中学校、高等学校においても同様

② 集団指導と個別指導の充実

子供一人一人の発達をどのように支援するか



－子供の発達を踏まえた指導－

子供たちの発達を支えるためには、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、予め適切な時期・場面において、主に集団の場面で必要な指導・援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要である。

ガイダンス

☞ 予め適切な時期・場面において、主に集団の場面で必要な指導・援助を行う。

カウンセリング

☞ 個々の児童生徒が抱える課題に対して、その課題を受け止めながら、主に個別指導により解決に向けて指導・援助する。



③性の多様性の理解や
対応について

③ 性の多様性の理解と対応



教職員向けパンフレット

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

③性の多様性の理解と対応

生徒指導提要（改訂版）

※性的マイノリティ関係の記載抜粋

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。教職員としては、（中略）このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。
- 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。
- 学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡をとりながら支援を進めることが重要です。

中学校 「新しい保健体育」

2. 性の多様性



- ・ P.24【生殖機能の成熟】
- ・ P.28【異性の尊重と性情報への対処】

「男性」「女性」という生物学的な性と、「自分は男性である」「自分は女性である」という自分の意識(心の性)が一致しない人がいます。また、自分の心の性と違う性の人に関心をもつ人もいれば、同じ性の人に関心をもつ人もいます。

このように、性についての私たちの心は、とても多様です。



- ・ 生物学的な性：女性
- ・ 心の性：男性
- ・ 好きになる性：女性

高2のとき、自分の性のことをクラスの友だちに泣きながら打ちあけたら、すぐに「やっくんはやっくんだから、いいじゃん」といってくれた。それまで10年近く、自分で自分のことが気持ち悪かったし、生きる価値なんてないと思っていたから、「うおおーっ」ってさけびたいくらいうれしかった。ほかの友だちも、「いいんじゃない」といってくれて、ぼくの世界が変わった。生きている価値ってある、と思えるようになったんだ。

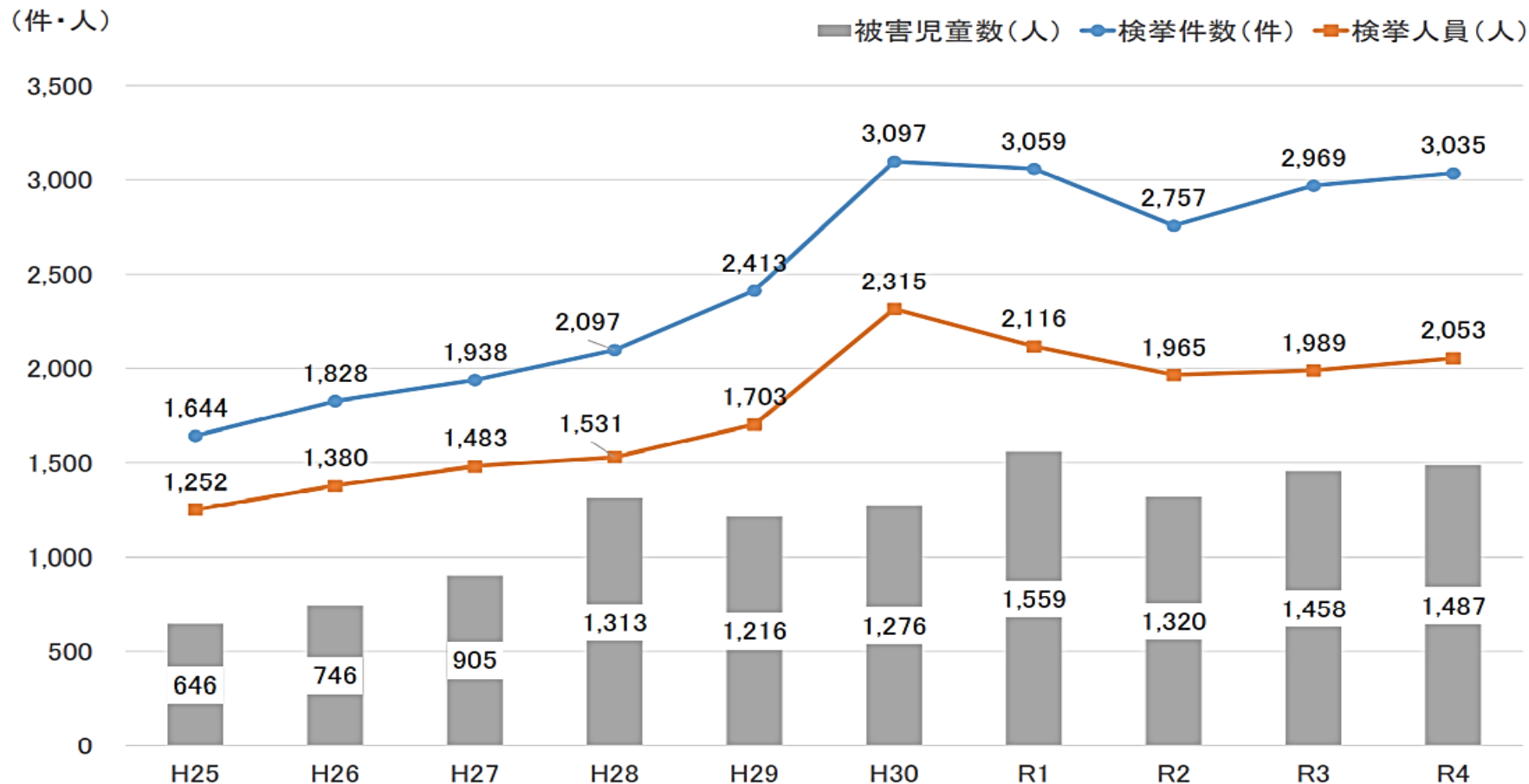
わたなべだいすけかんしゅう 渡辺大輔監修、ポプラ社「いろいろな性、いろいろな生き方③ ありのままにいられる社会」より引用



④性情情報の氾濫について

④ 性情情報の氾濫

【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



令和4年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数はそれぞれ3,035件、2,053人、1,487人で、いずれも前年より増加。

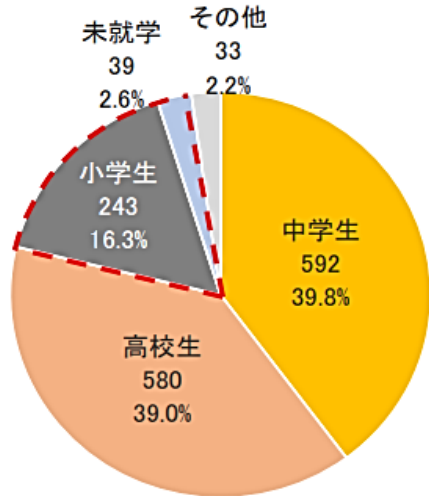
※「子供」、「児童」とは、18歳未満の者をいう。

※警察庁ホームページより

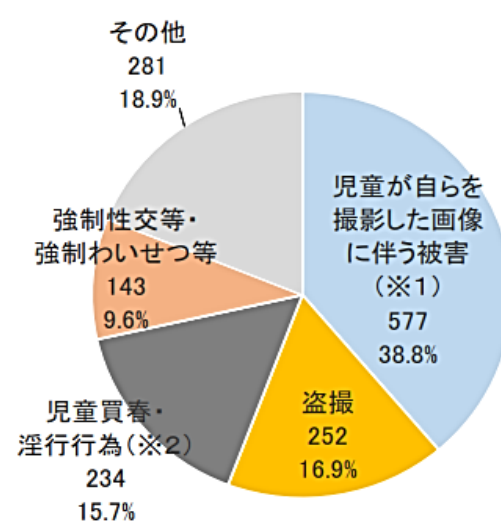
④ 性情報の氾濫

【児童ポルノ事犯】 被害児童の学職別・被害態様別の割合

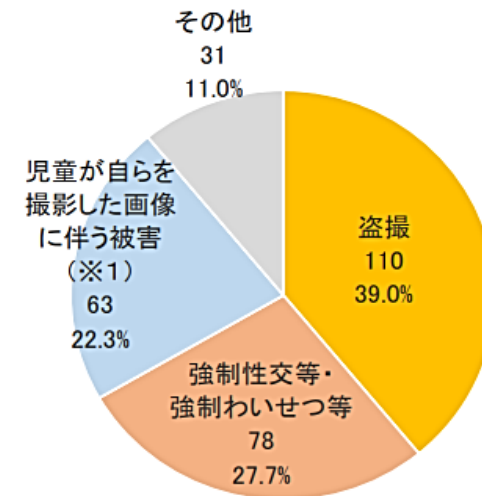
被害児童(1,487人)の
学職別割合



被害児童(1,487人)の
被害態様別割合



低年齢児童(282人)の
被害態様別割合



※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。

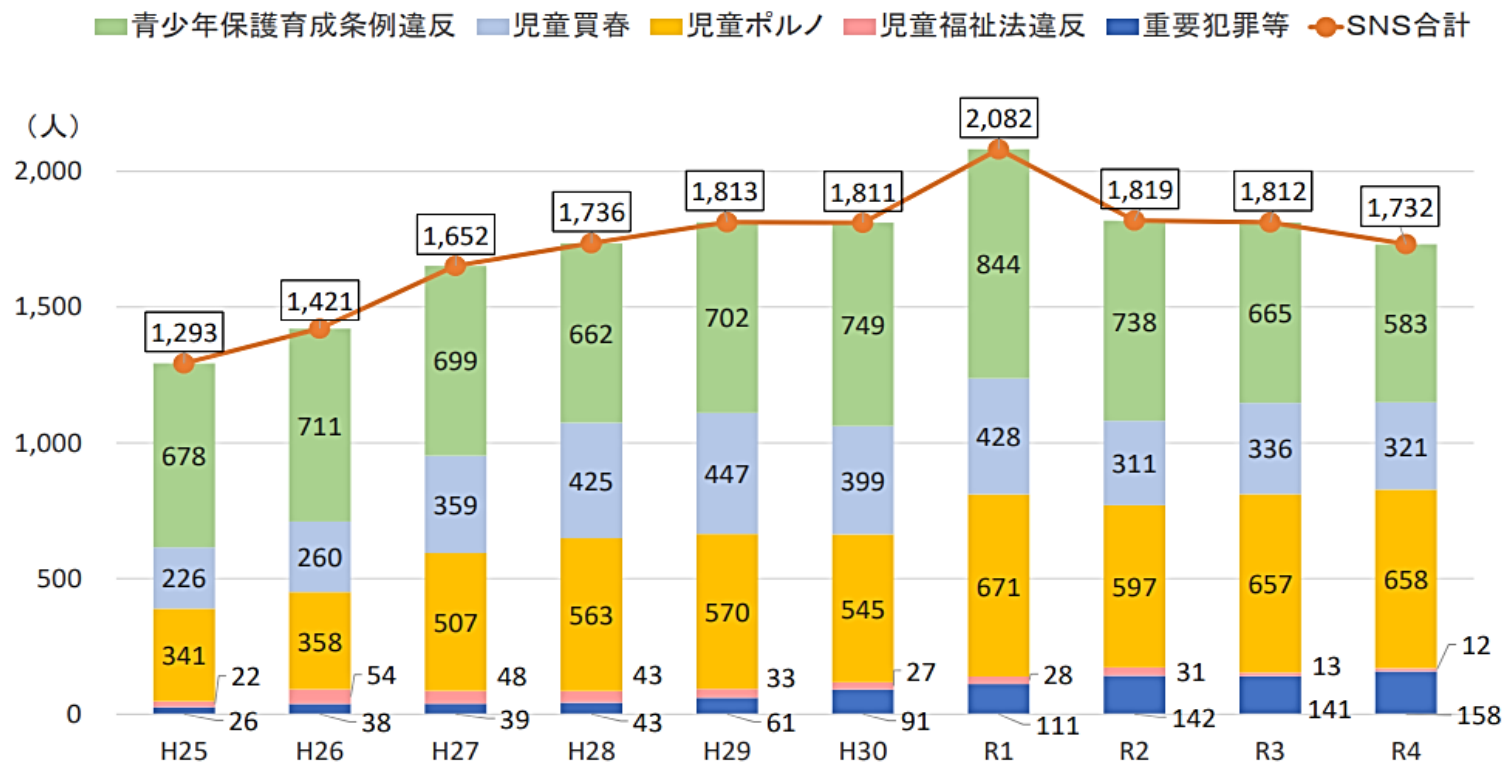
※2 「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年における児童ポルノ事犯の被害児童の学職別割合では、中学生が最多となった。
被害児童の被害態様別割合では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の38.8%を占める。
低年齢児童の被害態様別では、盗撮が全体の39.0%を占める。

④ 性情情報の氾濫

【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

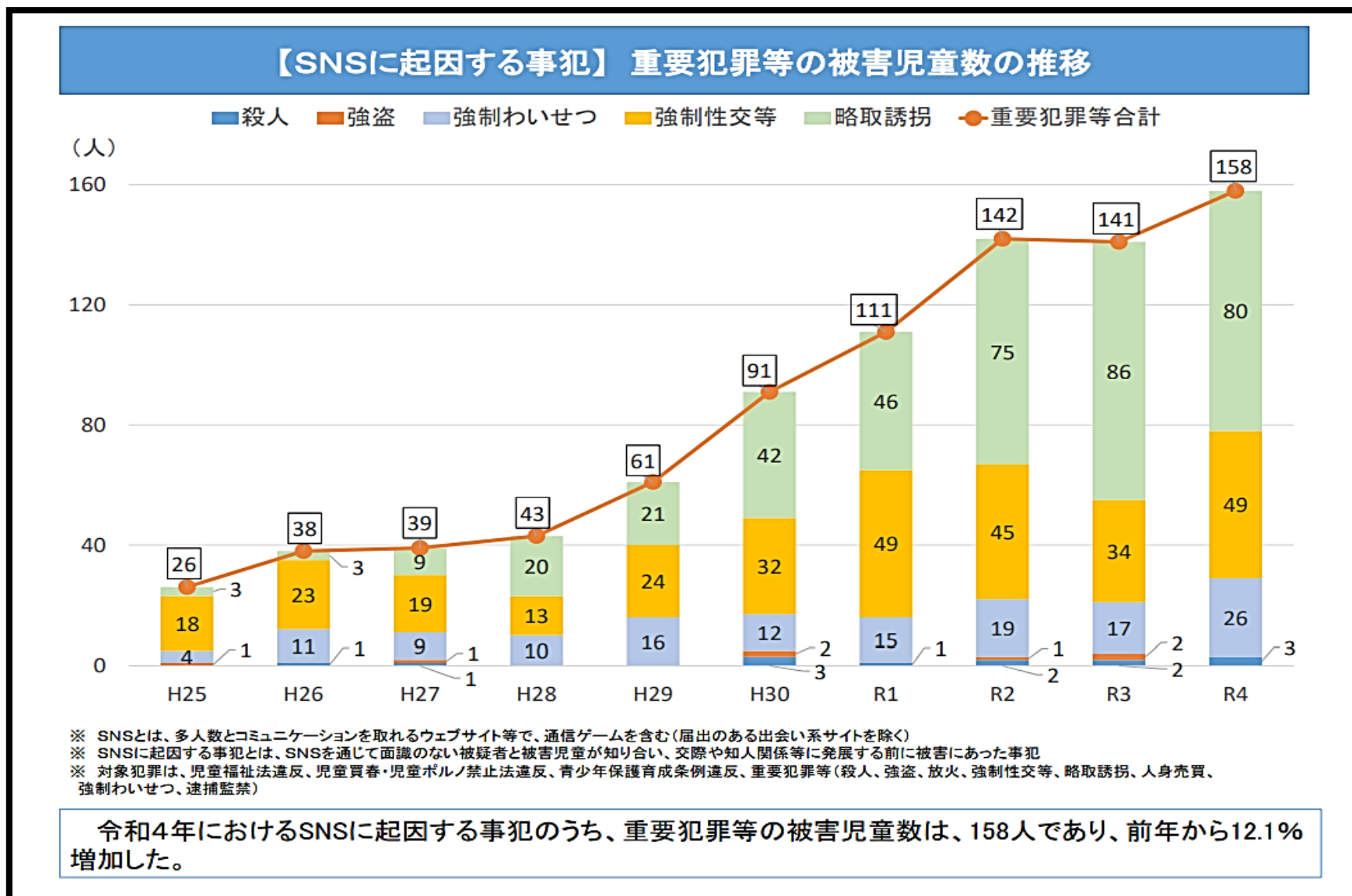
※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したものの
おおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

※「子供」、「児童」とは、18歳未満の者をいう。

※警察庁ホームページより

④ 性情報の氾濫



※「子供」、「児童」とは、18歳未満の者をいう。

※警察庁ホームページより

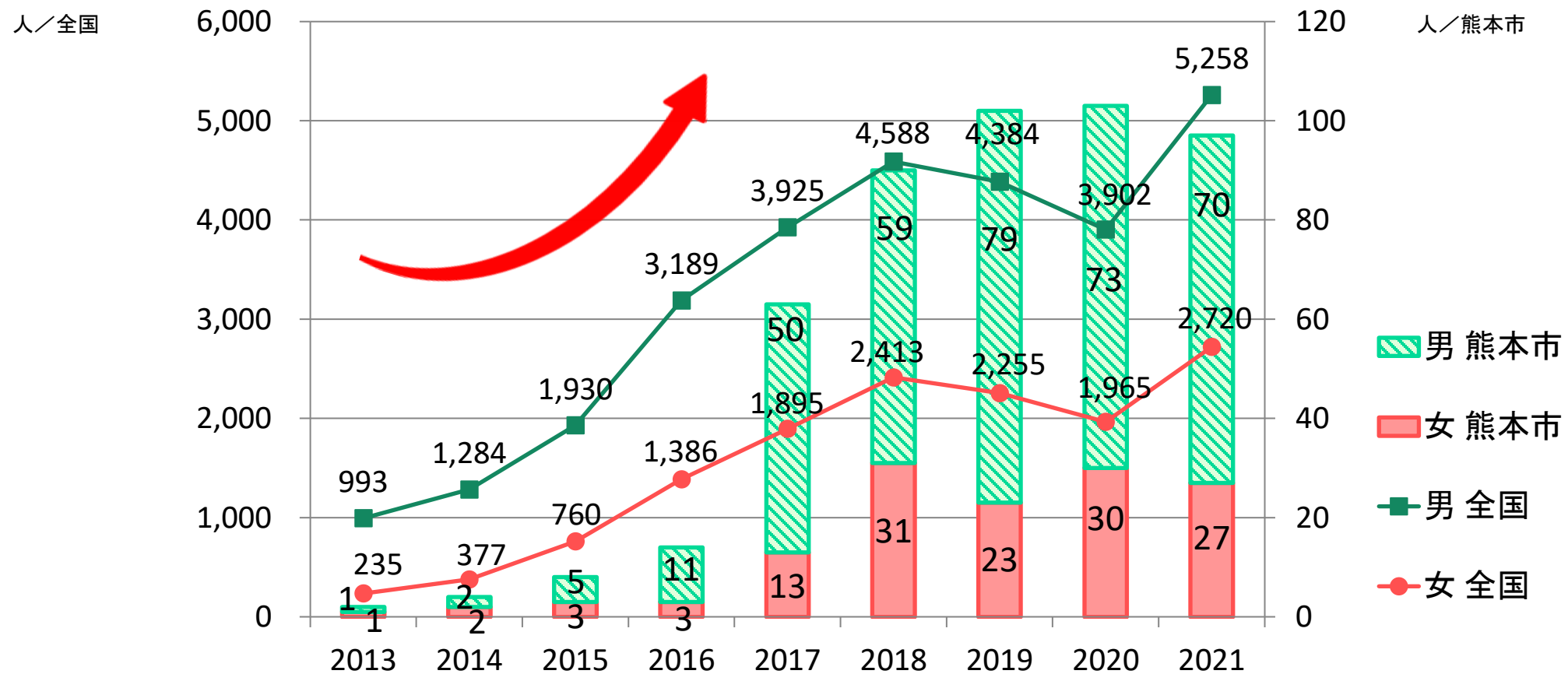


⑤性感染症や人工妊娠
中絶の問題について

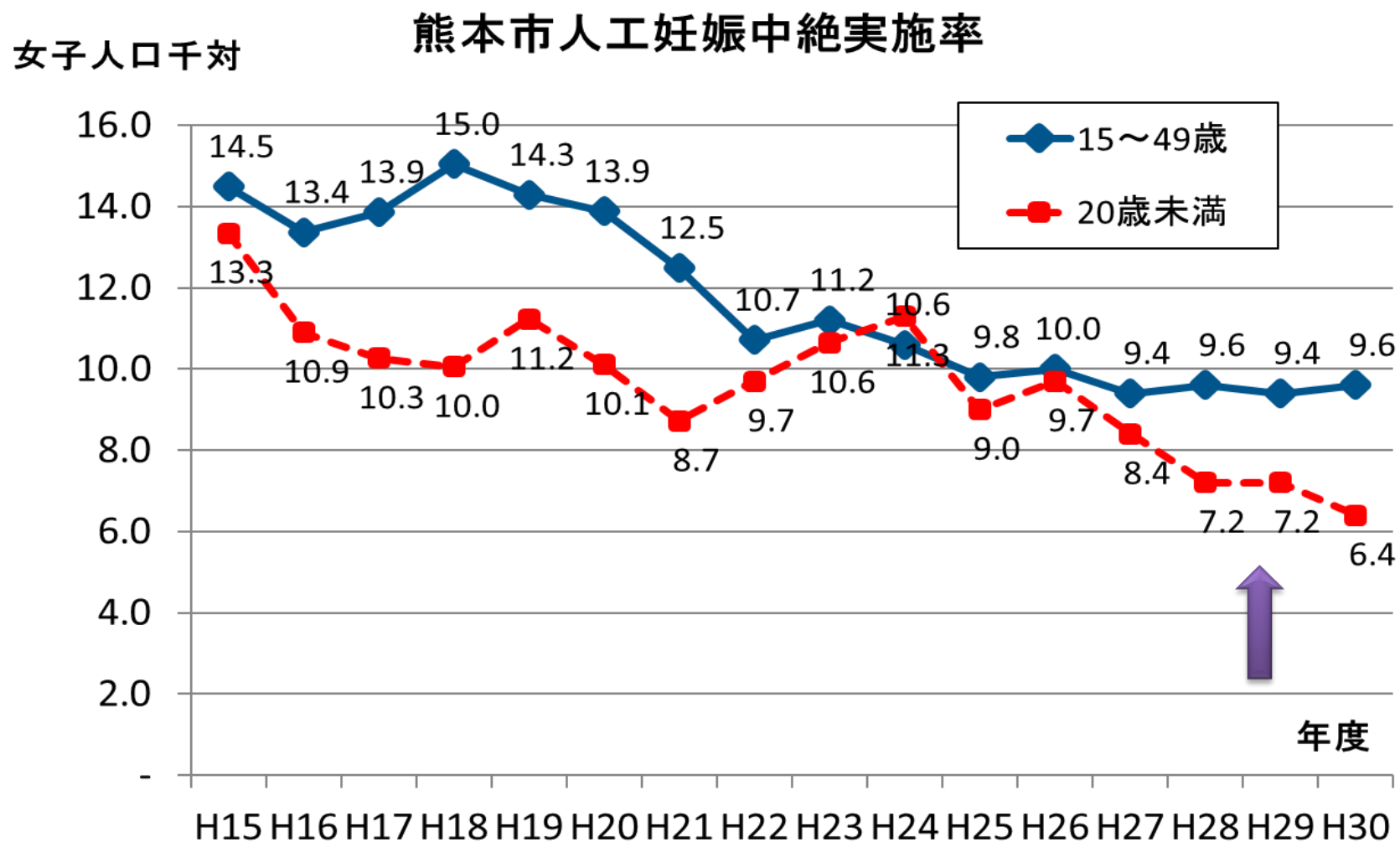
⑤ 性感染症や人工妊娠中絶の問題

梅毒 熊本市でも増えている！

全国・熊本市の梅毒報告数 年次推移



人工妊娠中絶 熊本市では？

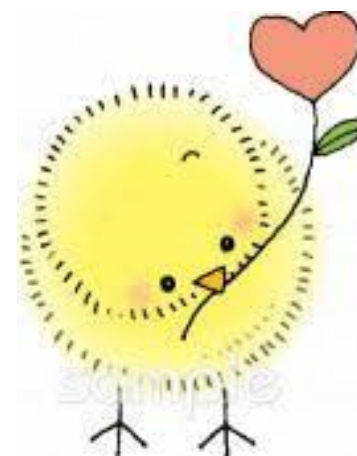
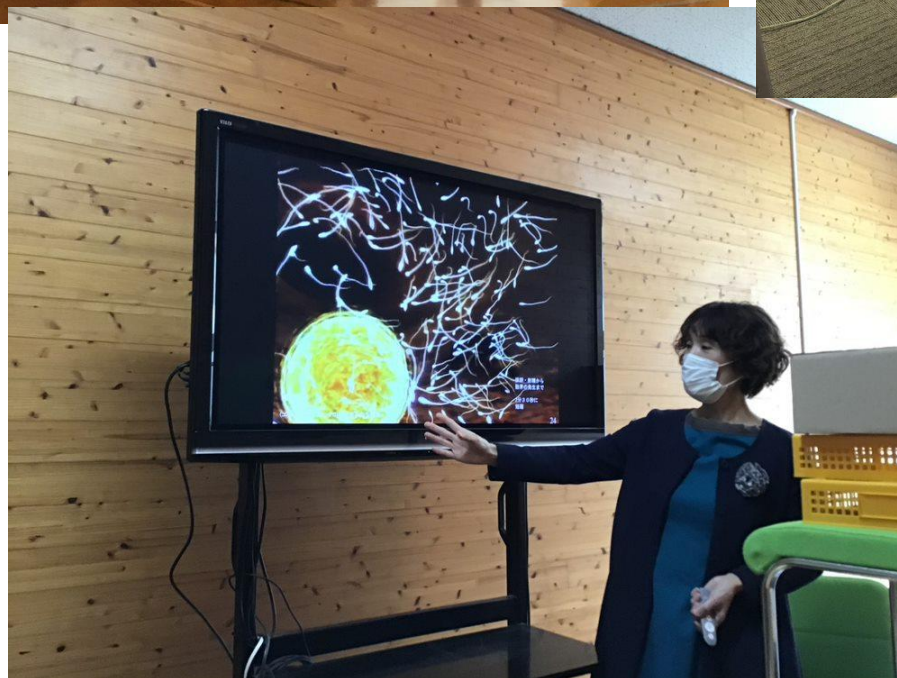
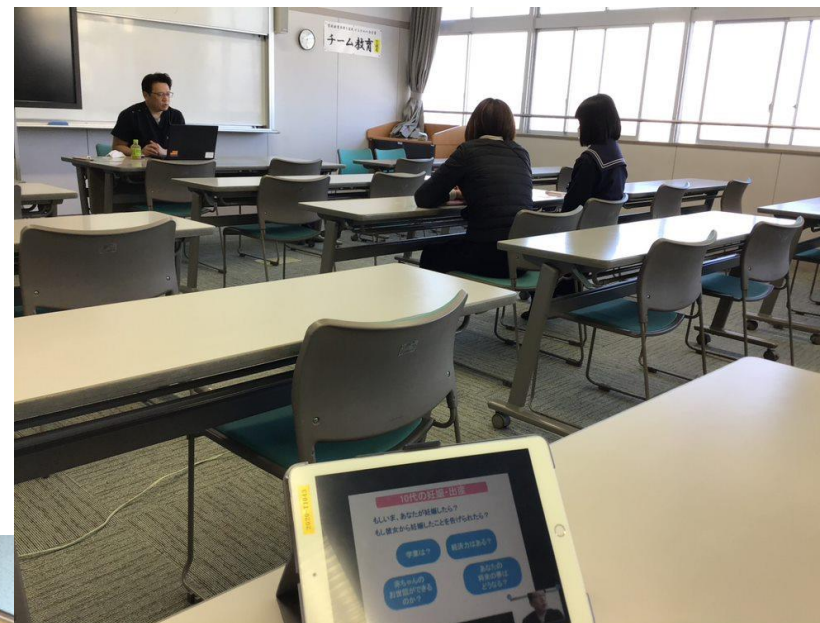


「いのちの大切さを考える講演会」

【趣旨】

近年、性情報の氾濫や、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子どもたちが性に関して科学的な知識と正しい判断力を身に付け、適切な行動選択ができるように、産婦人科医等、専門家による講演会を実施する。







⑤生命（いのち）の安全 教育について

⑥ 生命（いのち）の安全教育

子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進



⑥ 生命（いのち）の安全教育

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

〔令和2年度から4年度までの3年間〕

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対応を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の
特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対応

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

（内閣府ホームページより引用）

7
0

⑥ 生命（いのち）の安全教育

子供を性暴力の当事者にしないための 「生命（いのち）の安全教育」



強化の方針に基づき、文部科学省と内閣府が協力して、「生命の安全教育」を実施する際に活用できる発達段階に応じた教材及び指導の手引き等を作成。（本教材等は文部科学省ホームページからダウンロードが可能）

【ダウンロード可能な教材等】

I 教材、啓発資料

(1) 幼児期

(2-1) 小学校(低・中学年)

(2-2) 小学校(高学年)

(3) 中学校

(4) 高校

(5) 高校(卒業直前)・大学・一般〔啓発資料〕

II 指導の手引き

III 保護者向け案内ひな形

IV 生命(いのち)の安全教育概要資料



熊本市性に関する指導《指導案集》の改訂



【参考文献】

出典「NITSオンライン研修(健康教育指導者養成研修)」
健康教育の推進

出典「令和5年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会」
新学習指導要領に基づく保健教育の推進

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 横嶋 剛



熊本市性に関する指導の推進委員会運営要綱

制定 令和5年(2023年)7月18日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 本市の幼児児童生徒に対し、発達段階に応じた効果的な性に関する指導が実施されるよう熊本市性に関する指導の推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について意見し、提案する。

- (1) 性に関する指導及び普及に関すること。
- (2) その他必要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、13名以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 医者 1名
- (3) 学校の長 2名
- (4) 教員 8名
- (5) 保護者代表 1名

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満了日より前にすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)7月18日から施行する。

熊本市 性に関する指導の推進委員会委員

令和5年度

	氏 名	性別	区 分	所 属	職 名
1	秋月 百合	女	学識経験者	熊本大学大学院生命科学研究 部健康科学講座 (兼任)教育学部養護教育講座	准教授
2	田畑 愛	女	医者	フォーシーズンズレディース クリニック	産婦人科医
3	原田 英之	男	保護者代表	出水南中学校	出水南中副会長 熊本市PTA協議会 常任理事
4	岸森 和彦	男	小学校長代表	中島小学校	校長
5	清藤 誠也	男	中学校長代表	清水中学校	校長
6	貝川 多美子	女	幼稚園	隈庄幼稚園	主任教諭
7	河南 薫	男	小学校	画図小学校	教諭
8	水田 朱美	女	小学校	川尻小学校	養護教諭
9	松本 有美子	女	中学校	三和中学校	教諭
10	今坂 道子	女	中学校	花陵中学校	養護教諭
11	松永 磨依	女	高等学校	必由館高等学校	教諭
12	有江 一矢	男	特別支援学校 (学級)	武蔵中学校	教諭